

議案第35号 損害賠償の額の決定について
資料1-1 市道上339号線での自転車転倒事故について

1 事故の内容

- (1) 事故発生日月日 令和2年5月19日(火)午後10時10分頃
- (2) 事故発生場所 宝塚市逆瀬川1丁目1番23号地先
- (3) 事故の発生状況 市道339号線を時速20km/hで当事者が自転車(ロードレーサー)にて南進中、進行方向左側路肩から1.6mの所にあったアスファルト舗装剥離箇所に入場した際にその段差に前輪が衝突し、道路中央部側に車体とともに転倒した。当該事故により、当事者は身体の負傷、車体の損傷、衣服の破損が発生した。

2 市の管理瑕疵

幅員約4.5mの左側路肩から1.6mの所に幅20cm・長さ40cm・深さ5.5cmのアスファルト舗装剥離箇所あり。

3 対応経過

- 令和2年5月19日 22:45 宝塚警察より市役所へ事故発生の通報
- 22:46 市役所防災センターより道路管理課へ緊急連絡
- 23:49 道路管理課職員1名が現場到着、現場状況の確認
道路補修材にて補修対応の実施
- 23:55 現場対応終了

4 損害賠償金額の算定について

賠償金額の内訳については、議案参考資料のとおり。

市の負担割合については、アスファルト舗装の剥離が生じていたことから道路通行上通常有すべき安全性を欠いている状態である一方、自転車走行者には道路の穴ぼこや段差を事前に視認し危険回避、前方注意する義務があり、今回の事故現場付近の見通しは良好であり、走行スピードを含めて注意して走行する必要があったこと等総合的に勘案して、過失割合5割で示談に至りました。